

様

日頃より、県の都市行政に関心をお寄せいただきありがとうございます。

先日、様から、令和4年2月定例会に提案している静岡県盛土等の規制に関する条例案附則第4項に関し、条例の施行の際法令の許可を受けて着工に至っていない工事について、同条例の許可に関する規定を適用しないこととしているのは法律論として間違っているとの御意見をいただきました。

この御意見に対する県の考えについてお答えいたします。

静岡県盛土等の規制に関する条例において、盛土等について許可制を導入し、申請者により必要な準備を行い、基準を満たした場合に許可することで、申請者に盛土等を行う法的地位が与えられることとなります。

法令において一定の行為に規制がかかる場合、許可等の法令上の課せられた必要な手続を終えたときには、行為をしようとする者に適法にその行為を行う法的地位が与えられ、行為をしようとする者には行為を行うことができる期待が生じるものと考えます。

適法に得られた法的地位及びそれに基づく期待は尊重するに値するものであって、条例案附則第4項は、それらを尊重するために規定したものであり、妥当なものと考えております。

また、このことについては、法律的に問題がないことを法律相談により確認しております。

なお、最高裁平成18年3月30日判決は、当該事案における建築基準法第3条第2項の「現に建築の工事中の建築物」の判断を示したものと解します。

県の考えについては、以上のおりであります。

今後とも、県政への御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和4年3月16日

静岡県交通基盤部都市局土地対策課長 上原 啓克